

別添 2

退去済みの家賃滞納者に対する取組事例

1 調査同意書の徴取による調査

入居時、滞納者との折衝時、退去時、退去後など、入居者（退去者）と接触時において、あらかじめ収入等の調査同意を取得しておき、調査できるようにしている事例。

事例①：浜松市

取組回答：平成 26 年度 9 月 29 日以降、入居時に本人から「家賃等納付誓約書兼個人情報調査同意書」（別紙①）を取得している。これ以前に入居した滞納者については、滞納整理の折衝の中でできるだけ「調査同意書」（滞納整理用）（別紙②）を取得している。

事例②：神戸市

取組回答：入居中に滞納のあった者に対して、その滞納が解消した場合であっても退去後の滞納整理に備えて、市民税情報閲覧の同意書（別紙③、④）を取得している。

事例③：広島市

取組回答：家賃滞納者が退去する際又は、退去済みの家賃滞納者と連絡が取れた際に、税情報の調査・確認に関する同意書（別紙⑤納付誓約書兼同意書）を任意で取得している。

2 弁護士法人への依頼による調査

弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき収入状況を調査している事例。

事例：新潟県

取組回答：回収が困難な退去済みの滞納者については、弁護士法人を通じて弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会により口座情報を確認している。